

令和6年度第2回滝沢市子ども・子育て会議 議事録

- 1 開催日時 令和6年11月13日(水) 14:00～15:17
- 2 開催場所 滝沢市役所2階大会議室
- 3 出席者 (委員)
齊藤とも絵委員、三上礼奈委員、佐藤正和委員、山口淑子委員、小笠原香委員、前田康夫委員、上野綾子委員、工藤純世委員、水本真美委員、大塚健樹委員、日向磨机子委員、多田敢委員
(市側出席者)
健康こども部長 猿舘睦子、子育て課長 藤島紀子、同総括主査 阿部江利子、同主査 佐々木剛、こども家庭センター所長 滝田律子、同総括主査 横澤美保子
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事
(1) 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画(素案)について
(2) 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画(素案)に関するパブリックコメントの実施について

会議経過

(会議に先立ち、資料の確認)

1 開 会

委員15名中12名の出席があり、滝沢市子ども・子育て会議設置条例第6条第2項により委員の半数以上の出席であることから、会議が成立することを宣言し開会。

2 健康こども部長挨拶

- ・部長挨拶後、事務局より、会議の趣旨の説明、会議の公開等について説明し了承いただく。
- ・議事録署名人の指名について、事務局案を提示してほしい旨の発言あり。事務局から「齊藤とも絵委員」及び「小笠原香委員」を案として提示。異議なしとの意見により、議事録署名人に「齊藤とも絵委員」及び「小笠原香委員」が指名された。

3 議 事

(1) 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画(素案)について

会 長：それでは議事の方に入らせていただきたいと思います。議題の(1)第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画(素案)についてということで、事務局の方からご説明よろしくお願いたします。

事務局：資料1をご覧ください。第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画(素案)について、ご説明します。はじめに、計画の概要についてご説明します。2ページをご覧ください。2計画の概要(2)計画の位置づけでございます。第1回会議でもご説明いたしましたが、子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく、市町村に策定義務のある計画です。また、第2期計画と同様に、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画を一体的に策定するものであります。次に、63ページをご覧ください。計画の策定経過等となっております。令和6年2月に計画策定のためのアンケート調査を実施いたしました。6月に第1回子ども・子育て会議を開催いたしまして、その際にご説明いたしましたスケジュ

ールに沿って、国から出された計画策定のための「量の見込み」の算出等の考え方の手引きにより見込み量等を算出し、また、制度の改正や各種調査の結果、会議等でいただいたご意見をふまえ、子育て支援プロジェクトチーム会議を経て、素案をまとめたものでございます。それでは、この後は、第2期計画からの変更点を中心にご説明します。章立てにつきましては、第2期計画からの大きな変更点はございません。目次をご覧ください。第1章本計画については、計画策定の背景と趣旨及び計画の概要を記載しています。第2章滝沢市の現状と課題では、統計や教育・保育の利用状況及び令和6年2月に実施したアンケート調査結果の抜粋を記載しています。第3章計画の基本的な考え方では、基本理念等を記載しています。基本理念、基本的視点及び基本目標については第2期計画を引き継ぎ、各基本目標の取組方向につきましては、新たな制度等に対応するために組み直しました。第4章施策の内容では、第3章の基本目標に応じた施策の内容を説明しています。基本目標1には、教育・保育サービスの充実や地域子ども・子育て支援事業など主に教育・保育環境の質の向上を図るための項目を設定し、基本目標2は地域全体で安心して子育てができる環境の整備に対応するための施策をまとめました。第5章計画の推進では、進捗状況の把握方法や計画推進に向けた関係機関の役割を記載しています。以上の5章構成となっております。

次に、構成の変更点についてご説明します。23ページをご覧ください。3施策の体系となっております。先ほどご説明いたしましたとおり、基本理念、基本的視点、基本目標については、第2期計画を引き継いでおります。取組方向について、組み直した部分をご説明いたします。第2期計画では取組方向1に記載しておりましたが、母子保健と医療の充実について、本計画では、取組方向2の(1)母子保健施策と小児医療体制の充実として掲載しています。また、取組方向2に新たに(8)相談支援体制の充実と情報発信の推進を加えました。

次に、表し方の変更点についてご説明します。30ページをご覧ください。基本目標1(1)多様な保育等の確保について、これまで1号、2号という認定区分によりページを分けて記載しておりましたが、本計画では、教育・保育の基本的な事業等の説明を表にまとめることで、教育・保育制度に馴染みの薄い方にも分かりやすくなるよう工夫しました。

次に、32ページをご覧ください。見込みと確保の内容につきましても、第2期計画では1号、2号という認定区分によりページを分けて記載しておりましたが、本計画では、全体が分かるよう1ページにまとめて表しました。

次に、43ページをご覧ください。こちらは、基本目標1の取組方向中、(3)教育・保育の連携と提供体制の確保のページですが、このページ以降59ページまでの基本目標2の全項目について、取組内容を分かりやすくするため具体的事業等を記載いたしました。

次に、教育・保育提供区域の考え方の変更点についてご説明します。24ページをご覧ください。4事業計画部分の考え方(1)教育・保育提供区域の考え方でございます。教育・保育提供区域とは、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のため、市町村が定めるものであります。表の分類は教育・保育、事業名は(2)2号認定及び(3)3号認定の区域について、第2期計画では小学校区3区域としていましたが、本計画では地理的条件や人口、交通事情を勘案し、保護者や子どもが容易に移動することが可能な地域であること、また、施設の入所については地区による利用制限を設けずに運

用していることから市内全域としました。なお、表中の分類、地域子ども子育て支援事業（４）の放課後児童健全育成事業につきましては、第２期計画と同様に、小学校区となっております。

次に、追加した事業についてご説明いたします。今、ご覧いただいている 24 ページから 25 ページの表をご覧ください。地域子ども・子育て支援事業の部分ですが、まず（１）利用者支援事業 に、こども家庭センター型と妊婦等包括相談支援事業型を加えております。続いて、（１０）子育て世帯訪問支援事業、（１１）親子関係形成支援事業、（１２）児童育成支援拠点事業、（１３）乳児等のための支援給付事業、いわゆるこども誰でも通園制度、（１６）産後ケア事業の 6 事業です。詳細につきましては、各ページをご参照ください。

次に、教育・保育の確保方策についてご説明します。32 ページ、33 ページをご覧ください。人口推計については 27 ページに記載しておりますが、子どもの数は減少していく見込みであります。しかしながら、令和 7 年度以降も保育の必要性がある 2 号認定及び 3 号認定の保育ニーズは引き続き高い水準で推移する見込みです。第 2 期計画期間においては、運営法人のご協力のもと、定員数の増加及び保育所定員の弾力的運用が行われ、また、関係市町や当該保育所との協議により広域利用が進められたことにより保育の確保方策に取り組んできました。

また、保育所等利用待機児童は 14 ページに記載のとおり、令和 4 年度よりは減少していますが、令和 6 年度においても保育所等利用待機児童が発生していることから、保育所を新たに 1 か所整備することで保育所等利用待機児童の解消を目指す内容の確保方策を設定いたしました。

次に、基本目標 2 に追加した取組方向についてご説明いたします。59 ページをご覧ください。令和 6 年 4 月に設置した、こども家庭センターを中心に、相談体制の充実や情報発信、地域資源の把握や発掘・開拓等を行うことを記載しました。また、こども分野に限らず、福祉課題が多様化・複雑化するなか、複合的な課題を抱えた個人や世帯に対して施策分野を横断的かつ包括的な相談・支援体制の整備を推進するための具体的事業として、重層的支援体制整備事業を記載しました。事務局からの説明は以上です。

会 長： どうもありがとうございました。ただいま事務局の方からご説明がございました。

皆さんの方からご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

委 員： 今、説明をいただきましたが、気になるところがですね、障がい児に関わるところとこどもの貧困に関わる場所です。障がい児に関わる場所が、どのぐらいまですくい上げができてきているのか、支援のところでは文言としてはあるんですが、具体的にとなると、どこまでどう進んでいるのか。今日揉むかどうかはちょっとわからないんですが、数年来、話題に上がってるところではあるとは思うんですけども、計画の中に文言としてはあるようなんですけども、現場ですとか、親さんの困り事として挙がってる部分として、言い方が悪くなるかもしれないんですが、行政がこうしてくれて助かった、という声がちょっと聞こえづらいように思えます。現場サイドとしての話なんですけど、だいぶ行政もやっていたらと思うんですけども、そこに関して、今後こういった文言として載せられるにあたって、何か具体的なものがあれば教えていただきたいと思います。あと貧困に関わる部分なんですけど、59 ページのこども家庭センターのフロー図の左端に子ども食堂とありますが、これは市が主管となってやっている子ども食堂ということによろしいのか、

ちょっとわからないんですが、私の学区の話にはなるんですが、民生委員さんから、近年、フードバンクに品物が寄付されてから品切れになるまでのスピードが速いため、以前と同様にはお渡しできないという話を聞いております。要はニーズが高まっている状況、貧困の方が増えてるんじゃないかという心配が、私の学区の話でしかないんですが、そのようなことを聞く機会が増えました。そういう中で、59 ページに子ども食堂という記載があるので、ある方も言っていたんですが、本来であれば子ども食堂は、ない方がいいよね、ということなんですね。こういった世の中ではなくて、皆さんそれぞれそういう心配のないような世の中の方がいいはずなので、子ども食堂と掲げていますけれども、そうではない滝沢であるべきだなと思っています。また、先ほどの障がい児の部分も教えてほしいと思います。

会 長：2点についてのご質問でした。回答できる範囲で事務局説明をお願いします。

事務局：こども家庭センターです。障がい児のことについてになりますけれども、こども家庭センターにおきましては妊娠から出産、その後の乳幼児の健診と、あとは障がいがあるかもしれない、もしかしたら発達の方のご心配があるかもしれないというお子さん方、あとはお母様方とか保護者の皆様に関して相談を受けまして、そして各関係機関に繋ぐという役割をしております。出生の時点での障がいのあるお子さんにつきましては、すぐに地域福祉課と連携をいたしまして、それからの病院の方でも、すぐ障がいのことに関するいろいろな療育に関するご相談を受け、手帳の交付はもう少し大きくなってからになりますけれども、連携しながら一体的に支援をしているということになります。保育園さんとか、就学とか、それ以降のいろいろ進路につきましては、地域福祉課の障がい担当の方でその都度、困り事などですとか、様々な相談に応じていろいろなご支援をしております。

事務局：それでは私の方からは貧困のところのご質問にお答えいたします。まず先ほど 59 ページの図を見て、子ども食堂を市で直接やっているのかということについて、市で直接やっているものはございません。市としては民間団体だったり社会福祉協議会等がやる、そういった事業に対しての後方支援だったり、広報とか周知等のところでお手伝いさせていただくということになります。その点につきましてはですね、49 ページから 50 ページの貧困の解消のところになってございます。50 ページの⑤に今回、民間の団体の活動の支援という項目がありますが、第2期計画の内容に追加し記載させていただいたところですので、よろしくお願ひしたいと思います。あとは特別に何かってところではないんですけれども、1人親であれば児童扶養手当事業や教育委員会の方で就学援助事業があります。新たな事業ということではなく、継続して実施する方向でございます。先ほど子ども食堂は、ない方がいいのではというお話もございましたけど、子ども食堂の役割としては、最近では貧困対策ということだけではなくて、居場所づくりや食育というような考え方もあるということも踏まえて民間の団体さんも活動してらっしゃるのかなってところもありますので、行政はそういったところの後方支援ということになるのかなと考えております。

委 員：ありがとうございます。障がい児の方で一つ、先ほどご説明のとおり、相談を受けた方から、ということだったんですが、現場サイドでは相談を受けられない方もあるように感じています。確かに相談してない方をどうすくい上げるのかということ、難しいとは思いますが、例えば学校さんからの話、学童さんからの話、保育園さんからの話、幼稚園さん

からの話、そういったところでのすくい上げというのが、例えば、昨年度や今年度で何か変わってここまですくい上げるようになりました、というものはありますか。

事務局：今年度の中で特別に変わってすくい上げをするような仕組みというものは特別なものはございません。障がいというくくりでいきますと、身体障害者手帳ですとか療育手帳ですとか、精神障害者保健福祉手帳ですとか、そういった手帳をお持ちになるような方は障がい者というような表現をされるかとは思いますが、それ以前の、もしかしたら発達に少し何か課題があるかも知れないといったようなお子様方につきましては、各保育園ですとか、その子が所属する小学校ですとか、学童クラブさんですとか、そういったところからお母様方のお話から集団の中で、なかなか馴染めない部分がありますよなど、そういったところをきっかけにして、3歳児健診までは容易に拾い上げること、すくい上げることができないタイプのお子さんにつきましては、集団の場に入ってから気づきがあって、各園などにご支援いただきながら繋いでいただくというような形はできており、連携ができてきていると考えております。

委員：ありがとうございます。

会長：はい、どうもありがとうございます。はい、どうぞ。

委員：小児科医です。私は今、秋の保育園健診、学校健診、就学時健診に回ってるんですけども、私は保育園や認定こども園に行きますと、行動の面での障がいを持ってんじゃないかと思う子がいっぱいいるんですね。本当にいっぱいというぐらいで、それを私今まとめてるんですね。その子どもたちを見て、保育園もこども園も本当にものすごく大変な状態で仕事してることをすごくわかります。学校もそうですよね。学校も就学時に特別支援学級適とかいうふうに決めていますけども、そこでこぼれた子がそのままうまくいかないというのがいっぱい見えるんですね。それをまとめてはいるんですけど、まとめ尽くせるんだらうかというぐらい、結構ひどいです。健診では3歳以上の子だったらお名前を言えるかなとか、目と目を見て話してるかなとかいうことを主にチェックの対応してるんですね。それから最近は未満児の子の入園が多いように思うんですね。こんなに未満児っているのかしらというぐらい。もうちょっとお母さん働けなかったら育てられないのかなということを感じます。そういう子どもたちが大きくなって学校に行ったときに、不登校傾向になる子は結構いて、子どもと親との関係が密着してれば、こんなことにならないんじゃないかというような子どもがいるんですね。調べてみると、早くから保育園に入れて自分は働かなくちゃいけないから頑張ってるというふうな体制でやってるんだと思うんですけど。みんな保育園に任せっきりにしてませんかというようにことを私は感じるぐらいです。お母さんが働かなきゃならないっていうことはわかるんですけど、支援金とか渡して、家庭での生活をもうちょっと裕福にしてあげればいいんじゃないかなと最近すごく感じます。10月から健診が始まって12月まで予定が入っていますが、保育園に行って100何人の子どもを見るのも大変で、それをチェックしながら見るのも大変な状態になって毎年毎年増えていってると思います。入所待機の子どもたちを待たせるのはいけないかもわからないけども、でも一つ一つ解決してからやんなくちゃいけないんじゃないか。先ほどの障がい児の問題だと思いますけど障がいを持ってんじゃないかなと思う子どももいるんですね。片方に麻痺があるのに、病院では診断がつかないというふうに

言われてるっていうふうには聞いたんですけど、この子もしかして頭の病気なのかなと思ってお話したら、麻痺だけで頭の方は大丈夫で、今、検査中ですよっていうふうに言われたんですけど、あの子はもし痙攣を起こしたら、保育園で対処できるんだろうかと思うような気持ちもあるぐらい大変な子どもたちがいっぱいいるってことを皆さんにわかっていただいて、そういう手のかかるお子さんを別に、盛岡市にひまわり学園ってありますよね。ああいうところを設置して、まずは子育ての援助ができないのかなと思っている今日この頃です。何という質問だかちょっとわかんないんですけど、なんか言いつばなしでちょっと申し訳ないんですけど、そういう一番最後に言ったひまわり学園のような、ちょっと障がいを持ったっていうか育てにくい子どもとかを入れる保育園とか、そういうのは別に作るとか、そういう計画は全然ないですか。

会 長：かなり現場の話の中でのご提言だと思いますけれども、何かその辺のところでご回答できるところありましたらお願いいたします。

事務局：先生、ありがとうございます。今の先生からお話いただきまして、私、先ほどお話しするのを忘れた部分がありまして、もう一度お話させていただきたいんですけども、46ページの乳幼児保健事業のところになります。先生とモデル園さんの保育園さんとあと1か所ありますけど、4か所回らせていただきながら、来年度以降からモデル的に5歳児健康診査というものを実施していく予定としております。こちらにつきましては先ほど先生がおっしゃっていただいたような生まれつきの障がいの方以外の、3歳児健診までには気づかれにくいような発達障がいですとか、軽度の知的障がいとか、個々の発達の特性を早期に発見して、ご家族と一緒に、育てていくときの困難さとかをニーズを踏まえながら一緒にご支援していくようなきっかけになる5歳児健診を今後8年度から一応目指しておりますけれども、来年度からモデル的に実施していく予定としております。

会 長：そういった計画を膨らませながらということになるのかなとは思いますが、確かに先生のおっしゃるとおり大変なのが起こってるっていうことは皆さん分かっているかと思えます。そんな話しかできませんが、他にございましたらお願いいたします。

委 員：今、先生のお話の中にもやっぱり発達に課題を抱えた子どもたちがすごくたくさんいるということでしたが、学校にも、もちろんたくさんいます。発達に課題を抱えたお子さんの中で、ご家庭が困り感があって相談する家庭は、もちろん様々な支援学級に行くとか、いろんな福祉サービスを受けるとかというように進んでいくんですが、本当に困り感を持たないまま入学してくるっていうご家庭もたくさんあって、そこに対する支援をこれからどうしていくのかなっていうのが大変なんじゃないかなと思ってます。学校での不応、あるいはそれこそ不登校になるっていう不応もありますし、問題行動を起こしてしまうっていうこと、それもたくさんあります。もし5歳児健診のときに、その健診だけではなくて、連れてきたお母さん、おうちの方たちに例えば小学校の入学説明会のときには、発達に関わるスライド、プレゼンを滝沢市内全部が同じプレゼンをして、早く相談をした方がいいんだなっていうようなことを理解してもらおうっていうようなことをやっています。だから、5歳児健診のときにも、発達にちょっと心配があって、早めに支援を受けると、こういうふうになるよ、支援を受けないと、こういうふうに学校で不応を起こして、それをもう少し待つと、というふうに遅くなればなるほど、2次障がいになってしまったり、それこそ不登校になってしまったりあるいはもう本当に不適切な行動をして

学校で問題を起こしてしまったりっていうようなことに繋がる心配がありますよっていうような内容を小学校に上がってからじゃなくて上がる前に保護者の方々に伝えるっていうことがあってもいいのかなと思いました。あと、教育支援委員会、入学のときにどの子がどちらの学校に行くかっていう、その相談をしながら判定をしていくって会議のときにも、小学校に入って、やっぱりこの子の学びの場を少し変更した方がいいんじゃないかっていうお子さんの情報が出てきたときに、保健師さんたちはもう3歳児健診のあたりからちょっと気になってましたっていう例が多いので、そのあたりの情報共有とやっぱり就学相談のところへの生かし方を少し教育委員会と一緒にやっていらっしゃるとは思いますが、そこの保健師さんたちの情報も就学にすごく活かせるような仕組みを整えていただければ、この後進みやすいんじゃないかなと、ごめんなさい、意見という形になってしまったんですが、よろしいでしょうか。

会 長：そういう提言という形で受けとめさせていただきまして、何かその点に対してございますか。

事務局：はい、ありがとうございます。5歳児健診に関しましては今後、皆様からいろいろご意見を伺いながら、受けていただくお母様方にも快くご理解をしていただきながら、ご自分たちでお子さんを見ていただいて選択をして、子どものための支援をお互いにしていけるような、そういった啓発を兼ねながら、健診の方を実施したいと思います。それから小学校に入学する前から3歳児健診だけでは容易に発見することができない特性はやはりありまして、すぐには指摘ができないようなお子さんもいらっしゃいますので、5歳児健診のところでは拾い上げというか、こうしていきながら、あとは教育委員会の支援の方の育ちの相談ですとか、言葉の相談ですとか、教育委員会さんですと就学时健診とか就学指導の部分での先生方とも5歳児健診の方を共有しながら一緒に進めていければと思います。

会 長：ありがとうございます。新しい取り組みといたしまして5歳児健診が入ってまいりましたので、それを活かして出いけるような、初めての試みですから皆様のご協力を得て進めさせていただければというお答えだと思います。よろしくお願ひします。他にございますでしょうか。はいどうぞ。

委 員：滝沢市学童保育連絡協議会です。よろしくお願ひします。59ページのフローチャートのところをちょっと見て、このフローチャートっていうのは今後滝沢市で活用するフローチャートっていう認識でよろしいでしょうか。まず一つがショートステイ、レスパイトとありますが、現在これ滝沢市で、もう既に実施してるものなのか、今後、これから実施を検討していくものなのか、ちょっと詳細の方を教えてくださいたいです。それから放課後児童クラブの下に児童館っていうのが記載されたんですが、現在滝沢市では児童館がなく、放課後のお子さんを預かる場所は学童保育だけで、放課後子ども教室というのも行ってると思うんですが、今後滝沢市としては、児童館も作っていく予定なのかどうなのかっていうところをちょっとお伺ひしたいです。

会 長：はい、ということですが、事務局に答えていただきます。

事務局：まずこちらのフローチャート図になりますけれども、こちらは、国の方がこども家庭センターのモデル的な例として、図式したものを活用しておりますので、抜粋と掲載させていただきたいと思ひます。それから短期入所というのはショートステイのことになりますけどレスパイトということで休息というところになります。こちらは現在も滝沢市こども

家庭センターの方で行っておりまして、1年間その1人の子どもにつき7日間利用できるという形になっております。それから夜だけのトワイライトステイっていうのもありますので、かなりお疲れで養育が困難な方など、保護者の方などにお声掛けしながら随時利用していただいているところになります。

事務局：今、所長が説明しましたけれども、図については国のモデルを参考にしたというところで、先ほどの質問の児童館の整備というところについては今のところ計画はございません。

会 長：よろしいでしょうか。

委 員：はい、ありがとうございます。先ほどのトワイライトステイとかも、もしかしたらわからない保護者さんっていうのが、もしかしたらたくさんいるのかなって。私もあんまり詳しくなかったの。なので実際私も小学校に子どもを通わせて、学童も使ってるんですが、あんまりちょっと耳慣れない言葉かなっていうところで、今ちょっとやっぱり私も現場で働いているとても疲れているお家の方ってたくさんいらっしゃるの、何か虐待とかに繋がる前とかに、こういうところを利用できるんだとかっていうところがもうちょっと周知うまくできたらいいのかなとは思っています。

会 長：はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。はい、お願いします。

委 員：子どもの保護者代表ということ出席しています。44ページにあります、先ほども言われてたんですけど、放課後子ども教室を市内に3か所設置ということですが、これはちょっと自分が知らなかったんですけど、どちらにあって、全ての小学校の子どもが対象になっている教室なのか、ちょっと教えてください。

会 長：事務局お願いします。

事務局：放課後子ども教室についてのご質問ですが、現在ですね3か所のうち、1か所は滝沢ふるさと交流館でやっております。ですので学校は限定してないんですけど、こちらについてはほぼ滝沢小学校のお子様に通われているということです。その他2か所は、柳沢小学校と姥屋敷小学校なんですけど、こちらは実際のところ設置した経緯といたしましては、学童がないというところの代わりになるものとして設置しているというところが実情でございます。ですので滝沢ふるさと交流館でやってるところは申し込めば誰でも行けるものではございます。

委 員：ありがとうございます。私の子どもは鶉飼小学校に通わせてるんですけども、滝沢ふるさと交流館でやってるのだけは何となくわかってたんですけど、滝沢小学校の子どもたちがほとんどで、鶉飼小学校の子が行けるのかなっていう、みんな割と知らなくて、やってることとか行けることを知らなくて、もしそういうのを知れば、より盛んに参加できるのかなと思いました。49ページにもありました。子ども・子育て支援推進事業で、子ども・子育て支援として、ファミリー・サポート・センター事業等の地域子ども・子育て支援事業などを実施する、これもなんですけど、やっぱり何か知らない保護者の方がとても多く、私も3年前にこちらに引っ越してきて、子ども3人育てて、やっとその3番目も保育所に入れて自分も働き出したんですけども、結構保護者の声を聞くと、私はこういう市のやってるファミリー・サポート・センターとかは遅れて知って、通いだして、とって本当に心のよりどころっていうか、すごく子育てに対して楽になったし、すごくいい場所だなと思って、いろんな人にこういうのあるよっていうのをすごく伝えてたんですけど大体知らなくて、社会福祉協議会さんの方も周知が難しいってことを言われてて、でも

滝沢市に住まれてるご家庭も、勉強されてる人も多くて、どうですかって言っても、おじいちゃんおばあちゃんが見てくれるから大丈夫かなっていう人も多いとは言ってたんですけど、やっぱり知らない、サポート・センターもそうですし、そういう保育所に通う前に行ける、そういう場所を知らない人も多い。やっぱり周知を、何かいいふうにちょっと考えてやれば、もっと保護者の人たちももっと楽に子育てにつながるのではないかなと思いました。私もちょっと市の行政とかあまり詳しくないんですけど、やっぱり私達保護者は、もう今この生活してる目の前のことで一生懸命で、やっぱり医療費が高いねとか、給食費がなくなるといいねとか、そういう思いはあつて結構みんなお金関係を口にするのが多くて、やっぱり出産も、きょうだいをつくらない理由も、1位がやっぱりお金がかかる、そういうところもこういう場で話していけたらなど、ちょっとずれたんですけど、これも思いましたっていう感想でした。ありがとうございました。

会 長：よろしいですか。

委 員：はい、ありがとうございます。

会 長：他にございますでしょうか。

委 員：幼稚園です。療育についてちょっとお伺いしたいんですけど、幼稚園の子どもたちと生活していると一対一での関わり、療育っていうのを丁寧にやったら、大きくなってくるとなると思う子どもたちがたくさんあります。それで盛岡とか滝沢とかいろいろな施設があるところに、どこがいいのかなと考えたりしますけれども、なかなかいっぱい、手だてをいただけない子どもたちがたくさんいて、お母さんたちにもすすめられないもどかさみたいなものがありまして、そういう集団生活の他に療育をしてくれるような、そういう施設について今後市としてはどのような方向でお考えなのかというところ、もしできれば包括的なそういう施設が欲しいなっていうのが思いであります、今どんな状況になっていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

会 長：事務局の方よろしいでしょうか。

事務局：ご質問ありがとうございます。様々なご家庭、お子さんがいて、発達に関する相談について相談窓口を設定するのはとても大切なのかなと思います。うちの健康こども部ではありませんが障がいを担当している福祉部門の計画の中で、発達の相談ができる場について検討中の部分がございます。まだ、いつ、どの時期ということは私の部ではっきりお答えできませんが、そういった発達の相談ができる、支援センターのような場の検討を進める予定としています。そういった場が安心して相談できるというところに繋がっていくのかなと思います。具体的なことはお答えできなくてすみません。

委 員：そうですか。大変嬉しいです。ありがとうございます。やはり、お母さんたちと話をしている中で、いろんなこと、それこそ療育のこととかお話をすると、お医者さんでもない先生たちに言われてもね、っていうようなニュアンスで返ってきたり、あるいは市役所が言われるんだらばわかるけど、って言われるようなこともあります。そういうセンター的なところでお話を聞かせてもらえることができるのであれば、お母さんたちの気持ちもすごく変わってきて、前に進めるのかななんて思います。ぜひよろしく願いいたします。

会 長：はい、ありがとうございます。他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

委 員：保育園です。よろしく願いいたします。33 ページのところ、保育所を新たに1か所

整備すると書いてあったんですが、これは前々から話は聞いていたんですけれども、ここ5年のところで出生率が下がってきていて、下がり気味というか減少傾向だったもので、27ページのところで、令和7年から11年のところで、将来の子どもの数の推移というところで見ると横ばいになってるというか、次のページのところで算出方法というところで算出したというふうに書いてあるんですけれども、今、出生率も下がっていて、ちょうど出産をする年齢の女性の方々も独身の方も多し。先ほど委員さんがおっしゃってたんですけれども、家庭をもってもお金の問題で、子どもは1人で、もっと欲しいけれども作れない、という家庭もあるんですけれども、このように提出したというところで、市としては何か対策を考えていらっしゃるのかなという話をお聞きしたいんですけれども、新しい保育園ができるということについては、やはり保育園側としてはちょっと心配なところはあるんですけれども、必要ということであれば申し上げられないことではありますし、ただやはり、今の人数で何とかギリギリ保っているというところが現状なので、新しい保育園ができることで入所率が下がってしまうということがありますので、対策というところをお聞きしたいと思います。

委員：事務局の方でよろしいでしょうか。

事務局：計画上は数字のとおりです、としか言えないんですけれども、32ページをご覧いただければというところではありますけれども、量の見込みと確保の内容のところ、こちらとしては、保育園を整備し、待機児童が発生しているところをまず解消する。その後は、児童数は減少していくが、利用率等が上がっている現状もあることから2号、3号の保育の量の見込みとなっています。その対策っていうのは、どういうところでの対策というところだったでしょうか。

委員：新しい保育園ができるということですが、今、出生率が減少傾向にあって、園としては定員が、ちょっと入所率が悪くて、横ばいになっているところですが、建てることにした根拠というか、そこを、すみません、うまくお話できないんですけど。

事務局：ありがとうございます。まずこの数字についてなんですけども、この人口の作成の根拠につきましては、国立社会保障人口問題研究所が昨年の12月に最新データを更新しておりまして、そちらのデータをもとに人数を出しております。また先ほど、今年2月にアンケート調査を実施させていただきましたとご説明させていただいたんですけども、そちらの中で保育園を利用したいというニーズ調査をもとに量の見込みを算定しております。その結果、今回も書いたんですけど保育所の確保っていうのが一つ必要になってくるのではないかと見込み量を算出させていただきました。

委員：小児科では、全国どこに行っても少子化について話題になっている中で、滝沢ってすごいよね、こんなに人数増えてると言われます。増えるのは何年度までかですけども、本当どこでも少子化と言っている。この前も宮崎県でそういう会議があったんですけど、私だけ異質な感じがしたぐらい、皆さんどこも閉鎖したというような話ばかりなので、私としては滝沢市はちょっとずつ減っていてもいいのかなと思っているんです。

会長：ご説明にもありまして、2号3号の方の待機児童の数字がまだかなりあるということがまず理由かなと聞いておきましたけれども。

委員：待機児童が今の時点で5名で、希望してないところに入っているの含めて作るということなんでしょうけれども、5名というような待機児童というところを考えると、保育園を増

やすことには問題はないんですけれども、今園が何とか維持しているところで、新しい保育園が同じ地域にできると経営が難しくなる部分を心配しているというところがありまして、それも含めて今運営している園に何かあるのかなという部分で質問してみました。

会 長：大事なことだと思いますので。

委 員：子どもが少ないっていうのも本当にそのとおりなんですけれども、私達どこの保育園も幼稚園も、職員がいれば、引き受けられるんだけど、っていうのが今の本当に大きな課題で、先生たちがいないために、あと1歳児3人増やしたいよねとか、5人増やしたいよねと思ってもそれができないのがここ何年か続いていました。そういう点から、新しい保育園ができるっていうことで新しく魅力的だね、新しいねって言って、そちらの方にいく方がいると私達嬉しいなと思っているところもあります。養成校の先生ともそんな話をさせていただけてますけれども、なかなかその職に魅力を持ってついてくれる方が少ない中で、先生たちの、変な言い方ですけど取り合いといいますか、奪い合いといいますか、そういうこともこれからまた出てくるのかなと思いました。意見というか感想です。

会 長：保育者のなり手がなくて困ってるというのは養成してる側が一番よくわかっておりますけれど、頑張りますのでよろしくお願ひします。他に何かございますでしょうか。

委 員：先ほどの話にまた戻るかもしれませんが、何か療育、子どもたちの発達の課題を抱えて相談をするって話のところで、どこに相談をすればいいのか、例えば適切な医療機関だったり、あるいは放課後デイサービスに繋いでいただくかっていう辺りを相談する、相談事業所の機能をこの後作られる予定があるのかどうかとってあたりと、多分滝沢市さんの相談事業所の数が多分抱えている課題を抱えているお子さんの人数に比べてとっても少ないのではないかなと、ちょっと学校の方でも実はどこに相談すればいいんだろうっていうところ、教育委員会さんとか、それから福祉のサイドの方にも相談する機会が多いんですが、お家の方々が直接相談に行くっていうところをわからないで困っているというご家庭も結構あって、繋いでいると、本当に医療機関に行ってすぐ入院してしまうっていう子どもたちが結構いるもので、切羽詰まるところがあるので、もしこの後そういう事業所機能を計画していくのであれば、かなり強化していただきたいなっていうのが一つお願いです。あと、先ほどの5歳児健診のところ、もしかして例えばSM 社会生活能力検査みたいなのをその連れてきたお母さんと、それから保育者の方でやってみて、その学校に来て、発達に課題があるっていうのを、大きくは知能の方っていうよりも、生活、要は子どもがその年齢なりの社会生活ができて、上がってきてるかという方に課題が多い、どちらもあるんですけど、就学時健診のときには知能検査しかしてなくて、知能検査をして小学校に入学してきて、知能は大丈夫だけど、社会生活が成り立ってないまんま入学してきてそこで初めて保護者の方と教育相談をすると、今まではそんなことなかったよ、保育園ではそんなこと言われないよ、家ではこんなこと起こらない、こんなに騒いだりしないよ、学校の指導が悪いのではないかと、っていうようなお話になる家庭も結構あるので、もしかしたらお子さんが発達について、御自身でも何となくこの発達年齢だったらこのくらいの発達っていうのは、ある程度基準になるんだなっていうのをわかった上で、その後教育相

談が進むっていうふうにしていただくとスムーズに進むんではないかなと思うので、相談事業所の機能の強化とそれからもしかしたら社会生活能力検査なんかを、そういう発達検査を5歳児健診の辺りに入れていくっていうことができたらいんじゃないかなと思っています。意見でした。

会 長：何かその辺で。

事務局：どうもありがとうございます。相談支援事業所につきましては、障害福祉サービスの中の障がい児の福祉サービスの中での事業所になりますし、その指定等は県、相談については市になりますけれども設置については県もからんでくると思いますが、やはり市としても必要と思っていますが、なかなかこの福祉サービス事業所を設置していただける事業所さんが全国的に不足しているところになりますので、県の会議でもお話はきちっと示させていただいてますので、今後増えていければというところだと思いますし、では、ないからどうしようというところだと思いますが、当課ではないんですけれども、地域福祉課の障がいの基幹相談センターというところに保健師がおりまして、随時相談を受け付けておりますので、そういったところもご活用いただけるように啓発はしていきたいと思えます。5歳児健診につきましては、小児科の先生もいらっしゃってご相談させていただいてますけれども、いろいろな実施方法がありまして今は検討中ですが、お母さんに一緒に来ていただきたいというよりは、保育園に医師の先生と保健師とあとは教育委員会の先生方も巻き込みながらというふうになるかと思えますけど、あとは現在子育て課で巡回相談をしていることばの先生方とかも一緒に行きながらお子さんも見せていただいて、事前に問診等は、保育士さんとか、保護者さんからも書いていただいて、事前にお子さんの状況を把握しながら、健診を想定はしており、まだ決定はしておりませんが、今後進めていきたいと思えます。

会 長：よろしくお願ひしたいと思えます。続きまして具体的な話なってますので、かなりいろいろな意見があると思えますけれども、パブリックコメントの話になりますのでそちらの説明の方で皆さんのお考えも入っていただくような形で進めていただきたいと思えます。

(2) 第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントの実施について

会 長：議事の2になります。第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントの実施について、ということで事務局の方からご説明をお願いします。

事務局：資料2第3期滝沢市子ども・子育て支援事業計画（素案）に関するパブリックコメントの実施について説明します。市では各種計画についてのパブリックコメントを実施しますが、改めまして、パブリックコメントの目的は、市民の皆さんの意見や要望を積極的に市政に反映させること、また、市民の皆さんの説明責任を果たすため、透明で開かれた市政を目指すものであります。パブリックコメントの特徴は、市が公表する施策等の案に対する賛否を問うものではありません。地域社会全体の利益を確保する観点で、建設的な意見を求めます。また意見の数は多い、少ないは関係ありません。内容を最重視し、意見を十分考慮することで、より良い政策等にしようとするものです。第3期計画素案についてのパブリックコメントの募集期間については、令和6年12月上旬から1か月程度を予定し

ております。なお、お寄せいただいたご意見は、十分に考慮の上、滝沢市の考えとともに整理した上で公表することとしています。公表の際には、意見の内容のみを公表します。意見の提出は、市内に住所を有している人だけではなく、市に住所を有していない人も提出できます。パブリックコメント実施後は、お寄せいただいた意見などを踏まえ、計画(案)を調製し、令和7年2月頃開催予定の第3回滝沢市子ども・子育て会議にお諮りする予定です。事務局からの説明は以上です。

会 長：よろしいでしょうか。皆さんの方からもご意見ありましたら、パブリックコメントのほうにもお寄せいただければと思いますよろしくお願ひいたします。皆さんから活発なご意見・質問等ありまして、議事の方がスムーズに展開できなかつたことをお詫びしたいと思ひますけれども、以上で事務局の方に進行を返したいと思ひます。よろしくお願ひします。

4 その他

事務局：大塚会長ありがとうございました。委員の皆様も様々なご意見いただきありがとうございます。それでは次第の4その他に入りたいと思ひます。次回の会議につきましては、令和7年2月頃を予定しております。それからもう一点事務局より説明がございます。

事務局：それでは本日A4版両面1枚でお配りさせていただきました、いわてこどもプラン素案に係る地域説明会を開催します、の資料を説明させていただきたいと思ひます。岩手県の方でも、いわてこどもプランの作成を進めておりまして、この度、地域説明会を開催するとの通知がございました。対象の方が、県民、市町村職員、市町村議会職員の外に、市町村の子ども・子育て会議の委員の皆様も対象になっておりました。申し込み等については、裏面に参加申込書を添付しておりましたので、こちらを確認の上、お手続きの方よろしくお願ひいたします。

事務局：大塚会長から補足等ございましたでしょうか。

会 長：県の方にもちょっと関わっておりまして、先週県の方でもこどもプランの素案が提示されたところでは、実は今日皆さんにご審議いただいた、ご意見いただいたものが、かなり県の方でも同じように議論されております。子ども食堂に関する居場所作りですとか、障がい者に対する県としてどういうふうに広めていくか、そういったようなことも県の方でも議論されておりますので、ぜひ皆さんも参加いただきまして、ご意見いただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局：ありがとうございます。事務局からは以上でございますが、他によろしいでしょうか。

5 閉会

会議の一切を終了。

議事録署名委員

議事録署名委員